

平成18年5月26日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号
霞が関ビル 26 F
リプラス・レジデンシャル投資法人
代表者名
執行役員 佐久間 隆夫
(コード番号：8986)
問合せ先
リプラス・リート・マネジメント株式会社
取締役経営管理部長 江村 真人
(TEL. 03-5510-7630)

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 18 年 5 月 26 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券(以下「本投資証券」といいます。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)不動産投資信託証券市場に上場するに当たって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- | | |
|-------------|---|
| (1) 発行新投資口数 | 43,400 口 |
| (2) 発行価格 | 未定。平成 18 年 6 月 14 日(水曜日)開催予定の役員会で決定する予定。 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、三菱UFJ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社を共同主幹事会社とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。なお、三菱UFJ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社以外の引受人は、大和証券エスエムピーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、松井証券株式会社及びマネックス証券株式会社(以下、三菱UFJ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と併せて「引受人」という。)とする。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第 4 条に規定するブックビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する。 |

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- | | |
|--|--|
| (4) 引受契約の内容 | 引受人は、下記(8)記載の払込期日に引受価額(発行価額)の総額を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格の総額と引受価額(発行価額)の総額との差額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。 |
| (5) 需要の申告期間
(ブックビルディング期間) | 平成18年6月7日(水曜日)から平成18年6月13日(火曜日)まで |
| (6) 申込単位 | 1口以上1口単位 |
| (7) 申込期間 | 平成18年6月15日(木曜日)から平成18年6月20日(火曜日)まで |
| (8) 払込期日 | 平成18年6月21日(水曜日) |
| (9) 投資証券交付日 | 平成18年6月22日(木曜日) (以下「上場(売買開始)日」という。) |
| (10) 発行価格、発行価額、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。 | |
| (11) 上記各号については、証券取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 | |

2. 投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- | | |
|--|---|
| (1) 売出人 | 三菱UFJ証券株式会社 |
| (2) 売出投資口数 | 1,200口
売出投資口数は、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案のうち、三菱UFJ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。 |
| (3) 売出価格 | 未定。売出価格は、一般募集における発行価格と同一とする。 |
| (4) 売出方法 | 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJ証券株式会社が1,200口を上限として借入れる本投資証券の売出しを行う。 |
| (5) 申込単位 | 1口以上1口単位 |
| (6) 申込期間 | 申込期間は、一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (7) 受渡期日 | 受渡期日は、一般募集における払込期日の翌営業日とする。 |
| (8) 売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。 | |
| (9) 上記各号については、証券取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 | |

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による新投資口発行

(「2. 投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関連して行う第三者割当」)

- (1) 発行新投資口数 1,200 口
- (2) 発行価額 未定。発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 割当先及び投資口数 三菱UFJ証券株式会社 1,200 口
- (4) 申込単位 1 口以上 1 口単位
- (5) 申込期間(申込期日) 平成 18 年 7 月 20 日(木曜日)
- (6) 払込期日 平成 18 年 7 月 20 日(木曜日)
- (7) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (8) 発行価額、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (9) 一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しを中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (10) 第三者割当による新投資口発行については、平成 18 年 5 月 26 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

- (1) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、三菱UFJ証券株式会社がリプラス・インベストメンツ株式会社から 1,200 口を上限として借り入れる本投資証券(以下「借入投資証券」といいます。)の売出しです。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は全くなくなる場合があります。これに関連して、本投資法人は平成 18 年 5 月 26 日(金曜日)開催の役員会において、一般募集とは別に、三菱UFJ証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口 1,200 口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成 18 年 7 月 20 日(木曜日)を払込期日として行うことを決議しています。

また、三菱UFJ証券株式会社は、上場(売買開始)日から平成 18 年 7 月 14 日(金曜日)までの間、借入投資証券の返還を目的として、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限として東京証券取引所において本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。シンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。

三菱UFJ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数から、シンジケートカバー取引により買付けた口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。したがって、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数が減少した場合若しくはオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合又はシンジケートカバー取引が行われた場合には、その口数に応じて、三菱UFJ証券株式会社が本件第三者割当に応じて申込みをする口数は減少し、その結果、失権により本件第三者割当に基づき発行する口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

- (2) 上記(1)に記載の取引は、三菱UFJ証券株式会社がメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、これを行います。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	18,000 口
一般募集による増加投資口数	43,400 口
一般募集後の発行済投資口総数	61,400 口
本件第三者割当による増加投資口数（予定）	1,200 口
本件第三者割当後の発行済投資口総数（予定）	62,600 口

（注） 本件第三者割当による増加投資口数及び本件第三者割当後の発行済投資口総数は、前記 1. 記載の通り変更される可能性があります。

3. 今回の調達資金の使途

一般募集における手取金（21,700,000,000 円）については、本件第三者割当による新投資口発行の手取金（上限 600,000,000 円）と併せて、本投資法人による特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金及び借入金の返済等に充当します（金額はいずれも本日現在における見込額です。）。

4. 投資主への利益分配等

利益分の分配金は、本投資法人の規約に定める金銭の分配方針によるものとします。

5. 売却・追加発行等の制限

- (1) 有限会社 URAGASUMI、有限会社 ISOJIMAN、株式会社リプラス、リプラス・インベストメンツ株式会社及びリプラス・リート・マネジメント株式会社は、本日現在本投資証券をそれぞれ 6,600 口、4,900 口、3,500 口、2,000 口及び 1,000 口保有する投資主です。上記 5 社はそれぞれ一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、上場（売買開始）日以降 6 か月を経過する日までの間、一般募集により取得する本投資証券及び一般募集前から所有している本投資証券につき、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却、担保提供、貸出し等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資証券の貸出しを除きます。）を行わない旨を合意しています。
- (2) 本投資法人は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、上場（売買開始）日以降 90 日を経過するまでの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、投資口の追加発行等（ただし、本件第三者割当による本投資証券の追加発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
- (3) なお、共同主幹事会社は、その裁量で上記(1)及び(2)における制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。
- (4) 更に、上記(1)及び(2)に記載した制限とは別に、本日現在における投資主は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」その他の適用規則に基づき、当該投資口を上場日以後 6 か月を経過する日（当該日において割当投資口の効力発生日以後 1 年間を経過していない場合には、当該効力発生日から 1 年を経過する日）まで所有することとされます。

以上

* 本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。